33　腐敗行為及び組織犯罪対策（第三三条関係）

両締約者は、腐敗行為及び国際的な組織犯罪の防止並びにこれらとの戦いに当たり、適当な場合には関連する国際協定を普及させること等により、協力を促進する。

34　資金洗浄及びテロリズムに対する資金供与対策（第三四条関係）

両締約者は、金融活動作業部会等の関連する国際的な組織の下で普遍的に認められた基準を考慮しつつ、それぞれの金融制度が犯罪収益の洗浄のため又はテロリズムに対する資金供与のために利用されることを防止するに当たり、情報の交換等により、協力を促進する。

35　不正な薬物対策（第三五条関係）

両締約者は、不正な薬物を防止し、及びこれと戦うに当たり、不正な薬物の供給、取引及び需要を減少させること等を目的として、協力を促進する。

36　サイバー（第三六条関係）

㈠　両締約者は、サイバーに係る問題に関するそれぞれの政策及び活動について意見及び情報の交換を促進するものとし、国際的な場及び地域的な場におけるこのような意見及び情報の交換を奨励する。

㈡　両締約者は、サイバー空間における人権及び情報の自由な流れを可能な最大限度まで促進し、及び保護するため、協力を促進する。

両締約者は、この目的のため、サイバー空間において国際法が適用されるとの理解に基づき、適当な場合には、サイバー空間における国際的な規範の形成及び作成並びに信頼醸成の促進に当たって協力する。

㈢　両締約者は、適当な場合には、第三国が、サイバーセキュリティを強化し、及びサイバー犯罪と戦うための能力を高めるために協力する。

㈣　両締約者は、サイバー犯罪を防止し、及びこれと戦うに当たり、協力を促進する。

37　乗客予約記録（第三七条関係）

両締約者は、プライバシーの権利及び個人情報の保護を尊重しつつ、テロリズムの行為及び重大な犯罪を防止し、並びにこれらと戦うため、それぞれの法令に適合する範囲内で乗客予約記録等の利用可能な手段を利用するよう努める。

38　移住（第三八条関係）

㈠　両締約者は、移住に係る社会経済上の現実を考慮しつつ、移住の分野における政策について対話を促進する。

㈡　両締約者は、正規でない入国を防止し、及び管理するため、自国民の不当に遅延することのない再入国を確保すること、自国民に対して渡航に関連する適切な書類を提供すること等により、協力を促進する。

39　個人情報保護（第三九条関係）

両締約者は、高い水準の個人情報の保護を確保するため、協力を促進する。

40　教育、青少年及びスポーツ（第四〇条関係）

㈠　両締約者は、教育、青少年及びスポーツの分野における政策について意見及び情報の交換を促進する。

㈡　両締約者は、適当な場合には、教育、青少年及びスポーツの分野における協力活動を奨励する。

41　文化（第四一条関係）

㈠　両締約者は、文化活動に従事する者の交流及び芸術作品の交流を促進し、並びに適当な場合には文化の種々の分野における共同の自発的活動を行うよう努める。

㈡　両締約者は、相互の意識及び理解を高めるため、文化の分野におけるそれぞれの市民社会の間及び機関の間の対話及び協力を奨励する。

㈢　両締約者は、共通の目標を追求し、並びに文化の多様性及び文化遺産の保護を促進するため、関連する国際的な場において相互の関心事項について協力するよう努める。

42　合同委員会（第四二条関係）

㈠　両締約者の代表者から成る合同委員会を設置する。同委員会は、両締約者の代表者を共同議長とする。

㈡　合同委員会は、この協定によって構築される全般的なパートナーシップを調整すること等を行う。

㈢　合同委員会は、コンセンサス方式により決定を行う。

㈣　合同委員会は、通常年一回、東京及びブリュッセルで交互に会合する。また、同委員会は、いずれか一方の締約者の要請によって会合する。

㈤　合同委員会は、その手続規則を採択する。

43　紛争解決（第四三条関係）

㈠　両締約者は、相互尊重、平等なパートナーシップ及び国際法の尊重の原則に基づき、この協定に基づく義務を履行するために必要なあらゆる一般的な又は個別の行動をとる。

㈡　両締約者は、この協定の解釈、適用又は実施に関する紛争が生じた場合には、適時に、かつ、友好的な方法により当該紛争を解決するため、相互に協議し、及び協力するための努力を強化する。

㈢　第四三条2の規定によっても紛争を解決することができなかった場合には、いずれの締約者も、更なる討議及び検討のため当該紛争を合同委員会に付託することを要請することができる。

㈣　両締約者は、それぞれこの協定に基づく協力の基礎の不可欠の要素を成す第二条1及び第五条1に規定する義務の特に深刻かつ重大な違反が、平和及び安全を脅かし、かつ、国際的な影響を及ぼすその例外的な重大性及び性質により、特に緊急を要する事案として取り扱われ得ることを認識する。

㈤　第四三条4に規定する特に緊急を要する事案が一方の締約者の領域で生ずるという可能性が低く、かつ、予期されない事態が生じた場合には、合同委員会は、他方の締約者の要請により、一五日以内に緊急の協議を行う。

合同委員会は、相互に受入れ可能な解決に達することができなかった場合には、当該事案に関する閣僚レベルの会合を緊急に招集する。

㈥　特に緊急を要する事案について閣僚レベルで相互に受入れ可能な解決に達しなかった場合には、第四三条5に規定する要請を行った締約者は、国際法に従ってこの協定の規定を停止することを決定することができる。加えて、両締約者は、同条5に規定する要請を行った締約者が国際法に従いこの協定の枠外で他の適当な措置をとることができることに留意する。当該締約者は、他方の締約者に対し、書面により直ちにその決定を通告するものとし、両締約者に受入れ可能な方法で問題を解決するために必要な最小限の期間当該決定を適用する。

㈦　両締約者は、この協定の規定を停止する決定を促した特に緊急を要する事案の進展を絶えず検討する。この協定の規定を停止した締約者は、その停止を撤回することが適当となり次第、また、いかなる場合にも特に緊急を要する事案がもはや存在しなくなったときは直ちに、その停止を撤回する。

㈧　この協定は、両締約者間の他の協定の解釈若しくは適用に影響を及ぼすものではなく、又はこれらを害するものではない。特に、この協定の紛争解決に関する規定は、いかなる場合にも、両締約者間の他の協定の紛争解決に関する規定に代わるものではなく、又はこれらに影響を及ぼすものではない。